

岩出市広報紙の広告掲載に関する取扱要領

平成20年6月1日告示第111号

(趣旨)

第1条 この告示は、岩出市広告掲載要綱（平成20年岩出市告示第110号。以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき、市が発行する広報いわで（以下「広報紙」という。）に掲載する広告の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置及び規格)

第2条 広報紙に掲載する広告の掲載位置は、市において決定する。

2 広告の規格は、1枠当たり縦47ミリメートル横57ミリメートル、2枠を1広告とする場合は縦47ミリメートル横118ミリメートル、3枠を1広告とする場合は縦47ミリメートル横179ミリメートルとする。

(掲載申込み期間)

第3条 連続して掲載を申し込む場合は、最長1年間とする。

(広告掲載料)

第4条 広告掲載料は、1月号につき1枠10,000円とする。ただし、6月上継続して申込みをする場合は、1枠月額8,000円とする。

(広告の申込み)

第5条 広報に広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）は、掲載を希望する月の2月前の20日までに広告掲載申込書（様式第1号）に広告原稿等を添えて、市長に提出しなければならない。

2 広告の申込みは、1月号につき1枠とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、同一ページの隣り合う2枠又は3枠を一つの広告として申し込むことができる。

3 前項の場合において、2枠の広告掲載料は1枠の倍、3枠の広告掲載料は1枠の3倍の掲載料とする。

(広告掲載の決定)

第6条 市長は、前条第1項に規定する広告掲載申込書の提出を受付したときは、次項に規定する掲載の順位により審査し、速やかに掲載の可否を決定し、広告掲載可否決定通知書（様式第2号）により広告主に通知するものとする。

2 掲載の順位は、次に掲げる順に決定する。

- (1) 市内に事業所（本店、支店、営業所等を含む。）がある広告主
- (2) 掲載枠数の多い順とし、掲載枠数が同一の場合は抽選によること。

(広告掲載料の納入)

第7条 広告主は、掲載決定後指定する期日までに広告掲載料を全額納入するものとする。ただし、市長が認めたときは、この限りでない。

(広告掲載料の還付)

第8条 前条の規定による既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責に帰さない理由により、広告を掲載することができなかったときは、広告掲載料を還付するものとする。

(広告の版下)

第9条 広告の版下に関する一切の費用及び責任は、広告主が負うものとする。

(広告の取下げ)

第10条 広告主は、広告の編集校了日以降に当該広告の掲載取下げをすることができない。

(市のホームページへの広告掲載)

第11条 市のホームページに掲載する広報いわでPDF版には、広告掲載部分を削除するものとする。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年6月1日から施行する。

(広報いわで有料広告掲載取扱要領の廃止)

2 広報いわで有料広告掲載取扱要領（平成19年岩出市告示第65号）は、廃止する。

附 則（平成21年1月19日告示第6号）

この告示は、平成21年2月16日から施行する。

附 則（平成24年3月1日告示第45号）

この告示は、平成24年3月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

岩出市長 様

（申込者）

所在地

名称

代表者名

㊞

TEL

FAX

e-mail

広告掲載申込書

岩出市広報紙の広告掲載に関する取扱要領第 5 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり申し込みします。

記

1. 広告枠数 _____ 枠

2. 掲載月号及び回数

_____ 年 _____ 月号から _____ 年 _____ 月号までの _____ 回

3. 広告原稿 別添のとおり

4. 承諾事項

- (1) 各種法令及び岩出市広告掲載要綱の規定を遵守し、実施に当たっては市の指示に従います。
- (2) 市が市税納付状況調査を行うことに同意します。

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

様

岩出市長 印

広告掲載可否決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました広告掲載について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 広告掲載の可否 可 ・ 否

2. 掲載内容等

掲載月号及び回数

_____年 _____月号から _____年 _____月号までの _____回

広告掲載料 _____円

3. 掲載条件

岩出市広告掲載要綱の規定を遵守し、及び広告掲載申込書承諾事項に従うこと。

4. 掲載しない場合の理由